三〇五　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金　三一　特10　四六　日号外　ページ

三〇六　青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件の一部を改正する件　三一　特10　四七

三〇七　消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等を定める件　三一　特10　四七

三〇八　消費税法施行令第十四条の三第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の一部を改正する件　三一　特10　四七

○厚生労働省、経済産業省、環境省

一　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第四項の規定に基づき化学物質を監視化学物質として指定した件　二二　63　一九

二　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件　二二　63　一九

三　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質　二二　63　一九

四　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき指定をした優先評価化学物質の指定を取り消した件　二三　四

○農林水産省

五三六　漁船損害等補償法第百十三条の四第一号の危険の程度の区分を定める件の一部を改正する件　一三　四

五三七　漁船損害等補償法第百三十八条の四の農林水産大臣が定める割合を定める件の一部を改正する件　一四　四

五三八　漁船損害等補償法第百三十八条の十四第二項の中央会責任総再保険金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件　一四　四

五三九　漁船損害等補償法第百三十八条の十五第二項の再保険料率の算定方法を定める件の一部を改正する件　一四　四

五四〇　保安林の指定をする件　一四　四

五五七　保安林の指定を解除する件　一七　四

五五八―五六三　保安林の指定を解除する件　一七　四

五六四　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件　二四　四

五六五―五七一　保安林の指定をする件　二四　四

五七二　肥料を登録した件　二47　三

五七三　保安林の指定をする件　五48　一

五七四　保安林の指定施業要件を変更する件　五48　一

五七七　保安林の指定をする件　五48　二

五七八―五九八　保安林の指定施業要件を変更する件　五48　二

五九九―六〇三　保安林の指定をする件　六　一

六〇四―六一七　保安林の指定施業要件を変更する件　六　二

六一八　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　六　五

六一九　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件　六　五

六二〇　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　六　五

六二一―六二三　肥料を登録した件　六50　二〇

六二四　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十二条第一項の区域を告示する件　七　五

六二五―六三三　保安林の指定をする件　七　五

六三四―六三六　保安林の指定施業要件を変更する件　七　七

六三七　種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する件　七51　四五

六三八―六四二　農薬を登録した件　八52　一三

六四三―六四四　農薬を再登録した件　八52　一五

六四五―六四六　農薬の登録が失効した件　八52　二一

六四七―六五三　保安林の指定をする件　九　二

六五四―六五八　保安林の指定を解除する件　九　三

六五九　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　九53　四

六六〇―六六九　保安林の指定施業要件を変更する件　一二　三

六七〇　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　一二54　二

六七一―六七四　保安林の指定施業要件を変更する件　一三　六

六七五　動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件　一三　七

六七六　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　一三　七

六七七　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件　一三　七

六七八　薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件　一三　八